

公益法人の定期提出書類とは？～事業報告等③～

今回も基本に立ち返り、『公益法人の定期提出書類(別紙4)』について概説する。

(ポイント)

- 別紙4「法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について」
- 別紙A、B、C、F、H
- 別紙D、E

1. 別紙4「法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について」

別紙4には、財務に関する公益認定の基準に関する事項や数値を記載します。具体的には以下の書類から構成されています。

- 別紙A 収支相償の計算について
- 別紙B 公益目的事業比率について
- 別紙C 遊休財産額の保有制限の判定について
- 別紙D 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無について
- 別紙E 情報開示の適正性について
- 別紙F 各事業に関連する費用額の配賦計算表について
- 別表H 当該事業年度末日における公益目的取得財産残額について

2. 別紙A、B、C、F、H

これらの別表は、基本的には当該事業年度の決算書(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等)の数値を基に作成します。ただし、別表Fについては、正味財産増減計算書内訳表の基になる数値です。

3. 別紙D、E

別紙D「他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無」には、株式や特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利等の保有の有無を記載します。

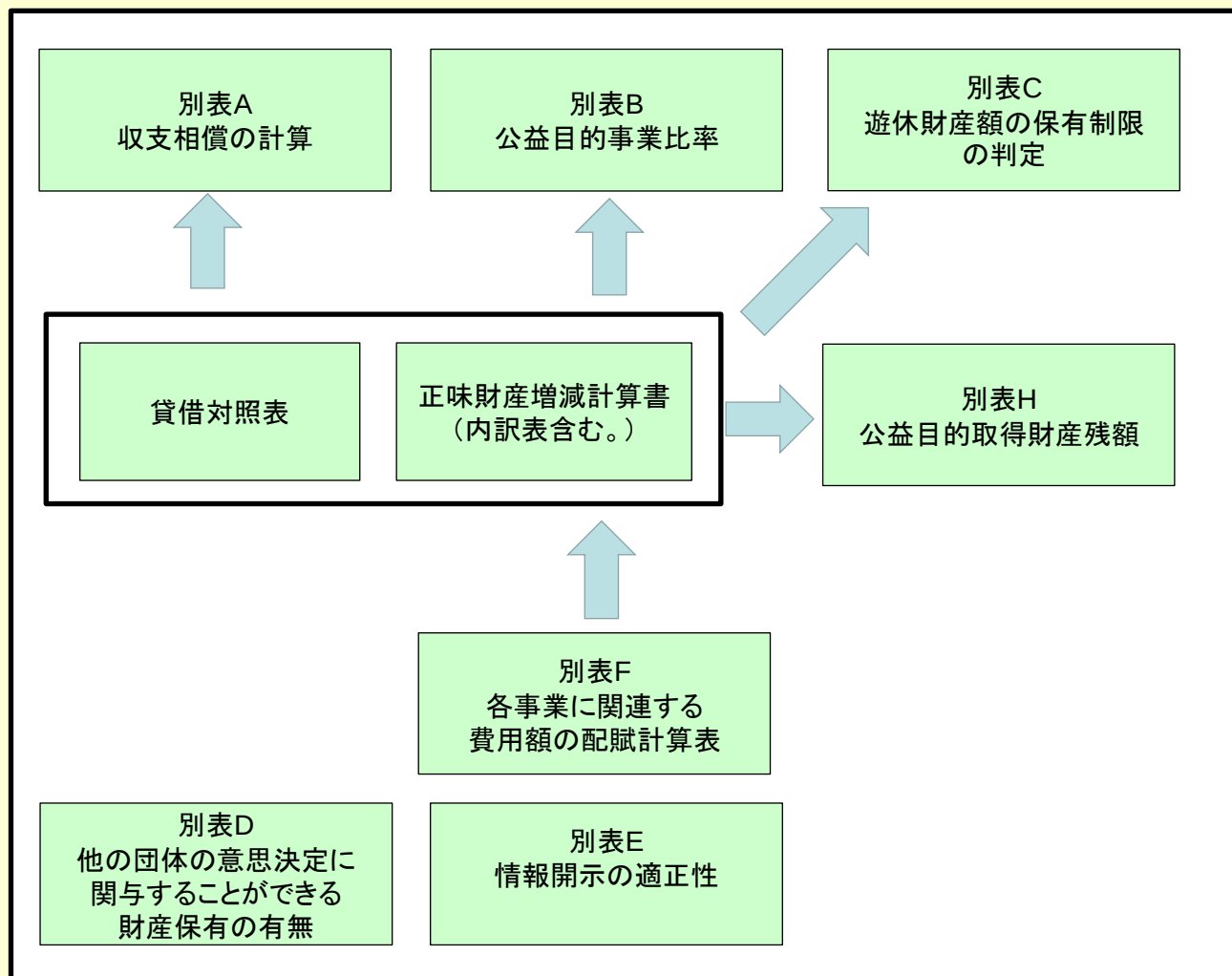
別紙E「情報開示の適正性について」には、情報開示の適正性が担保されているか(公認会計士又は税理士である者が監事を務めていること、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与等)を記載します。

(裏面に続く)



公益法人の定期提出書類とは？

別紙4「法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について」



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ>

現在、内閣府公益認定等委員会、公益法人の会計に関する研究会において、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称を変更する方向で検討され、この名称変更に伴い、記載内容の変更が議論されているところである。現状の損益ベース(収益、費用)という概念は踏襲しつつ、指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理、純資産(正味財産)区分などが議題として挙げられている。当該振替処理については社会福祉法人会計や学校法人会計では採用していない処理であり、公益法人会計特有の処理であるため、わかりにくいといった指摘がある一方、振替処理を廃止した場合、各費用に対応させるべき財源等(収益)をどのように表示させるのかといった課題がある。また、振替処理を廃止した場合、貸借対照表の表示などどこまで波及させるのかという問題もある。いずれにせよ、決定事項ではなく、検討過程であるため、今後の動向に注視していただきたい。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階

Tel: 03-3556-6000

Fax: 03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。